

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
27年 第18号	27.11.30	<p>茨城県職員採用試験等の制度改革を求める陳情</p> <p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 茨城県職員採用試験において、職員募集を民間企業等職務経験者対象枠（自営業、会社経営者、非正規雇用労働者又は公務員の経験を含む）及び障がい者対象枠（知的障がい者及び精神障がい者を含む）として別枠で実施し、併せてこれについて、受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をすることを求める。 2. 中途採用者（新卒採用者以外の者）については、数年程度かけて、段階的に、同年齢及び同学歴の新卒採用者との俸給表における格付けの差異を埋め、昇進等では特例措置により、昇格要件年数等の緩和を求める。 3. 特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許の所持者に対しては、俸給表における格付けを上乗せすることを求める。 4. 茨城県職員互助会の廃止又は会費の全額職員負担を求める。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定の年代の雇用情勢が特に劣悪であり、地域の雇用情勢の改善とともに、茨城県職員の年齢構成の偏りの是正のため、民間企業等職務経験者対象枠及び障がい者対象枠として、職員採用試験の受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をする必要がある。 2. 中途採用者については、全国的に、民間企業等とは異なり、公務員においては、同年齢及び同学歴の新卒採用者と生涯に渡り、俸給表の格付け及び役職等において差が埋まらないという、相当程度の冷遇ぶりに苦しめられており、これは看過できぬことであり、是正せねばならない。 3. 全国的に、民間企業等とは異なり、公務員においては、ごく一部の者を除き、特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許を要する職種においても、特段、俸給表における格付け等について優遇されておらず、これは所謂悪平等であり、却って高度な人材と一般の人材との間で不公平な状況を生んでおり、職員の士気向上及びその他職場環境の整備拡充のためにも、厳正公正たる官公庁としても是正せねばならない。 4. 専ら、茨城県職員の福利厚生に資する互助会の会費に、茨城県民からの税金を充てることは、社会正義に著しく反する。 	個人	総務企画